

ATELIER IZUMI

著作権について

2015年8月 更新

ATELIER IZUMI アトリエイズミ

© ATELIER IZUMI



はじめに

アトリエイズミ（あるいは、画家/古河原泉）にて制作させていただく制作物の著作権について、次の2パターンの基本的な条件を設定しています。

【A】 創作性の含まれる制作物

【B】 創作性の含まれない制作物・共同制作物

【A】 創作性の含まれる制作物

対象： 当方の創作性を活かすことを前提としたデザイン・イラスト・絵画等

● 著作人格権 **(★当方に帰属します)**

- ・ 納品物の公表時期・方法の決定は依頼主様にお任せします。
※当方の実績として公表させていただく場合は、事前にご依頼主様の承諾を得るものとします。
- ・ 納品物の原作や複製物を公表する際には、事前にご連絡ください。
また、その際は、当方のクレジット表記 (©Izumi Kogahara) をお願いします。
※都合上表記が難しい場合は、ご相談ください。
- ・ 著作物の拡大縮小・トリミングはあらかじめ承諾します。
本著作物の本質的部分(印象)を損なうことが明らかな改変はおやめください。
また、上記以外の改変はできません。

● 著作財産権 **(★当方に帰属します)**

- ・ 二次的利用の際は事前にご連絡ください。
制作目的以外の媒体への展開、とくに第三者が関わって新たな利益が生じる場合は報酬等具体的な条件を提示させていただく場合がございます。

【B】 創作性の含まれない制作物・共同制作物

対象： 依頼主様からの細部にわたる指示のもと制作するデザイン・イラスト・絵画等

Webサイトデータ(※1)も該当します。ただし、不採用となった制作物(提案)の所有権及び使用権は当方に帰属するものであり、これに含まれません。

- ※1 Webサイトデータにおいては、納品するHTMLデータ一式を指します。
ただし付随する次のデータの扱いについては以下の条件には含まれません(有償となります)。
- ・ PhotoshopやIllustratorのデザイン編集が可能な生データ
 - ・ Webサイト以外の目的で使用するためのパーツデータの提供

● 著作人格権 (**★行使しません**)

※ただし、事前に承諾をいただいた場合に限り、
当方の実績として公表させていただく場合がございます。

● 著作財産権 (**★納品後は譲渡します**)

- ・ 納品後、制作費をお支払いいただいた時点で譲渡します。
- ・ 譲渡後、納品物の使用責任は、すべて依頼主様に帰属します。
運用/使用にあたって生じた存在や第三者との紛争については如何なる理由を問わず
当方は一切責任を負わないものとします。

ATELIER IZUMI アトリエ イズミ

E-mail izumi@kogaharaizumi.com

Phone 080-5190-9771

Website <http://kogaharaizumi.com/>

12